

議員案第2号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

平成29年5月11日提出

提出者	佐野市議会議員	山	菅	直	己		
賛成者	佐野市議会議員	鶴	見	義	明		
		〃	春	山	敏	明	
		〃	若	田	部	治	彦
		〃	飯	田	昌	弘	

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第16条中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

議員の議案の提出及び修正の動議を行う場合の機関意思決定議案に対する賛成者の数を改めるため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第2号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>